入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月19日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

A　平成30－32年度　沖洲高架橋上部（P10－P14）工事

B　平成30－32年度　沖洲高架橋上部（P14－P18）工事

C　平成30－32年度　津田高架橋上部（P3－P7）工事

⑶　工事場所

A　徳島県徳島市東沖洲地先

B　徳島県徳島市東沖洲地先

C　徳島県徳島市津田海岸町地先

⑷　工事内容

A　工事延長L＝240m、橋長L＝200.0m（鋼4径間連続非合成少数鈑桁橋）

B　工事延長L＝244m、橋長L＝204.0m（鋼4径間連続非合成少数鈑桁橋）

C　工事延長L＝256m、橋長L＝216.0m（鋼4径間連続非合成少数鈑桁橋）

⑸　工期　A　平成32年10月30日まで

B　平成32年8月31日まで

C　平成32年10月30日まで

⑹　使用する主要な資機材

A　鋼材約1,200ｔ

B　鋼材約1,000ｔ

C　鋼材約920ｔ

⑺　工事の実施形態

1）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

2）本入札公告に記載の工事は、技術資料を共有化できる上記1に示した工事（以下「一括審査対象工事」という。）を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

3）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

4）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

5）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

6）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

7）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

8）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

9）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。

10）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年4月19日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成30―32年度　沖洲高架橋上部（P10－P14）工事」、「平成30―32年度　沖洲高架橋上部（P14－P18）工事」及び「平成30―32年度　津田高架橋上部（P3－P7）工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成15年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成15年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。

・下記の㋐から㋒の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（A活荷重又はB活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が50m以上であること。

ただし、上記㋐から㋒は同一工事であること。

また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作・架設それぞれにおいて上記㋐から㋒を満たすこと。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる1）から5）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

また、元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下、「専任を要しない期間」という。）に配置する配置予定技術者については、1）から5）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。なお、技術資料の提出は、専任期間に配置する配置予定技術者のみとする。

準備期間を含まない専任期間としては、下記を予定している。

A　平成31年9月上旬から平成32年10月下旬まで

B　平成31年9月上旬から平成32年8月下旬まで

C　平成31年9月上旬から平成32年10月下旬まで

また、一括審査対象工事に申請できる配置予定技術者は1名（上記1⑵に示した一括審査対象工事3件で1名）とし、2名以上の配置予定技術者を申請した場合は欠格とする。

1）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2）平成15年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑷に掲げる工事）における架設の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち1社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成15年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）における架設の経験を有していること。